

◎元気ッス！へきなん市民会議の傍聴ルール

1 傍聴の手続

会議を傍聴しようとする人は、会議の開始5分前までに入室しなければなりません。

2 傍聴の定員

傍聴の定員は原則として10人程度としますが、会議の都度、市民会議会長（以下、「会長」という。）が会議室の収容人員等を考慮して決定します。

3 傍聴席に入ることができない人

- (1) 銃器その他危険なものを所持している人
- (2) 酒気を帯びていると認められる人
- (3) 張り紙、ビラ、旗の類を所持している人
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を所持している人
- (5) 会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる人

4 傍聴人の守るべき事項

- (1) 一切の発言はできません。
- (2) 飲食又は喫煙はできません。ただし、お茶などの飲み物（蓋付きの容器）は除きます。
- (3) 写真、ビデオ等の撮影又は録音はできません。ただし、会長の許可を得た場合を除きます。
- (4) 会議中は、携帯電話の電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- (5) その他会議の運営に支障となる行為はしないでください。
- (6) 係員の指示に従ってください。

5 傍聴人の退室等

- (1) 会議の開会後から閉会までの入退室は、原則として認めません。ただし、やむを得ない場合は、会議の進行に支障のないように配慮して入退室ができます。
- (2) 傍聴人は、会長が会議の進行に支障があると判断した場合又は傍聴人がこのマニュアルに定める事項に従わない場合で、会長から退室の指示があったときは、直ちに退室しなければなりません。